（注１）　金融商品の時価の算定方法

①　現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②　貸付金

貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸付金のうち、地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

③　長期借入金

株式会社かんぽ生命保険からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。

（注２）　預託金（貸借対照表計上額50,481百万円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。

２．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、報酬又は給与及び勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	6,933,801円
退職給付費用	1,041,778円
退職給付の支払額	2,056,992円
期末における退職給付引当金	5,918,587円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	1,041,778円

３．再保険契約に係る注記事項

⑴　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：

43,375,345,079,157円

⑵　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：

546,219,488,632円

⑶　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：

1,665,297,189,606円

なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は716,650,361円です。

Ⅲ．損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

１．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：

4,859,806,626,004円

２．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の戻入額：

66,064,711,094円

３．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額：

138,236,364,112円

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	597,390,097円
資金期末残高	597,390,097円

２．委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

Ⅴ．行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

Ⅵ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅶ．重要な後発事象

該当事項はありません。

企業年金基金変更公告

味の素ＡＧＦ企業年金基金の名称と事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．新名称　味の素ＡＧＦ企業年金基金

２．旧名称　味の素ゼネラルフーヅ企業年金基金

３．新事務所の所在地　東京都渋谷区初台一丁目51番１号

４．旧事務所の所在地　東京都新宿区西新宿三丁目20番２号

５．変更年月日　平成29年７月１日

平成29年８月23日

味の素ＡＧＦ企業年金基金

理事長　中山　　剛

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成29年８月23日　　京都府教育委員会

１　失効した免許状の氏名、本籍地、失効年月日、種類、番号、授与年月日、授与権者

⑴　谷口　義弘、京都府、平成29年３月31日

ア　小学校教諭一級普通免許状、昭60小一普め第400号、昭和61年３月31日、京都府教育委員会

イ　中学校教諭一級普通免許状（理科）、昭60中一普め第4047号、昭和61年３月31日、京都府教育委員会

ウ　中学校教諭一級普通免許状（数学）、昭60中一普め第4048号、昭和61年３月31日、京都府教育委員会

エ　高等学校教諭二級普通免許状（理科）、昭60高二普め第4375号、昭和61年３月31日、京都府教育委員会

オ　高等学校教諭二級普通免許状（数学）、昭60高二普め第4376号、昭和61年３月31日、京都府教育委員会